

期間延長

## リフォーム助成 (安心すまいる助成)

安心して住み続けられる居住環境の向上と町内経済の活性化のため、平成28年度からリフォーム助成を行っています。

4月から、より利用しやすい内容として事業を継続しますので、住宅リフォームをお考えの方は、ぜひご利用ください。

| 助成内容     |  |
|----------|--|
| 事業期間     | 令和2年4月1日～令和5年3月31日   |
| 助成金額     | 助成対象工事費（消費税を含む）の1/5（上限40万円）<br>※1,000円未満切り捨て<br>※対象工事費の合計が25万円以上であることが条件です。                  |
| 助成対象工事   | ・増築 ・改築 ・修繕および模様替え   |
| 申請回数     | 事業期間内に2回まで（2回の合計額40万円まで）   |
| その他・注意事項 | 申請は、工事着手日の14日前までに提出してください。<br>町内に営業所などがある法人または個人の建設業者が行う改修工事が対象です。<br>過去に助成を受けている方も2回申請できます。 |

令和2年度限り

## 住宅の耐震化・解体助成

災害に強いまちづくりを推進し、安全で安心することのできる生活を確保するため、耐震診断・耐震改修工事、解体工事に助成を行っています。

令和2年度が事業最終年となるため、申請をお考えの方はご注意ください。

| 助成内容 |  |
|------|--|
| 事業期間 | 令和3年3月31日まで  |
| 助成金額 | ・耐震診断 助成対象工事費（消費税を含む）の2/3（最大4万円）<br>・耐震改修 助成対象工事費（消費税を含む）の1/5（最大100万円）<br>・解体工事 助成対象工事費（消費税を含む）の1/5（最大30万円）                |
| 対象住宅 | 町内にある1戸建ての住宅、長屋、併用住宅および共同住宅<br>所有者自らが居住するための住宅（解体工事を除く）<br>昭和56年5月31日以前に着工された住宅（耐震診断を除く）<br>助成対象工事費（消費税を含む）の合計が50万円以上の解体工事 |
| 注意事項 | 申請は、工事着手日の14日前までに提出してください。   |

# 住民税申告

### 住民税申告

確定申告が不要でも、住民税（町道民税）申告が必要な場合があります。

期間 2月17日(月)～3月16日(月)

対象 令和2年1月1日時点で本町に住所のある方で左記にあてはまる方

申告先 住民課町税G ☎76・21330

※相談も受け付けていますので、早めにご相談ください。

### 住民税申告が必要な方

▽前年中に所得がなく、次の要件のいずれかに該当する方

・所得証明書や課税証明書などの交付が必要なる方

・国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されている方

・同一世帯内に、後期高齢者医療保険の加入者がいる方

・児童扶養手当の認定を受ける方

・保育料の決定を受ける方

・65歳以上の方で、介護保険料において町道民税非課税世帯の減免を受ける方

・国民年金保険料の免除などの申請をされる方

▽新たに住民税の各種控除（社会保険料控除、扶養控除、寡婦・寡夫控除、障害者控除など）を受ける、または適用を受けた各種控除を変更する方

▽公的年金などの収入の合計額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方

で、各種控除が反映されていない方で、

### 住民税申告に必要なもの

・収入が分かる書類（源泉徴収票など）

・控除が分かる書類（各種保険料控除証明書、社会保険料納付額証明書、医療費明細書など）

・印鑑

・マイナンバーカード など

### マイナンバー

申告の際、マイナンバーの記載と本人確認のため次のいずれかの原本提示または写しの提出が必要となります。

・マイナンバーカード

・マイナンバー通知カードと身元確認ができる書類（運転免許証など）

### 住民税申告が不要な方

・所得税の確定申告をする方

・給与所得のみを1カ所の事業所から受け、年末調整をした方

・公的年金所得のみの方で、年金支払団体に申告をした各種控除に変更のない方

### 所得税の確定申告

お忘れなく！

申告期限間近になると窓口が混雑しますので、早めに申告をしてください。

期間 2月17日(月)～3月16日(月)

場所 住民課町税G、滝川税務署

滝川税務署相談受付時間

平日午前9時～午後4時

※混雑している場合は、受け付けを早めに締め切ることがあります。

